

令和5年度第1回愛媛地方最低賃金審議会 議事録

日時

令和5年7月6日(木) 10:25~11:33

場所

松山労働総合庁舎大会議室

(松山市六軒屋町3番地27松山労働総合庁舎3階)

出席者

公益代表委員

森本会長、井上会長代理、園田委員、武井委員、宮谷委員

労働者代表委員

白石委員、曾我委員、竹箇平委員、野村委員

使用者代表委員

阿部委員、小野委員、小池委員、武内委員、八塚委員

事務局

小宮山愛媛労働局長、岡本労働基準部長、三好賃金室長、渡邊賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 会長及び会長代理の選任について
- 3 運営申合せ事項の確認について
- 4 愛媛県最低賃金の改正決定について
 - (1) 愛媛県最低賃金の改正決定について(諮問)
 - (2) 愛媛県最低賃金専門部会の設置について
 - (3) 愛媛県最低賃金専門部会委員候補者の推薦について
- 5 愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
 - (1) 愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
 - (2) 愛媛県特定最低賃金小委員会の設置について
 - (3) 愛媛県特定最低賃金小委員会委員の選任について
- 6 審議会開催スケジュールについて
- 7 その他
- 8 閉 会

議事

賃金室長

ただ今から、第1回愛媛地方最低賃金審議会を開催いたします。

各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、4月1日付けで任命させていただいた第55期の委員皆様によりまず初めての審議会となります。会長、会長代理が選任されるまでの間は、事務局で議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、1名の委員が欠席されておりますが、14名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

なお、本日の会議は公開としておりますが、傍聴される方におかれましては、注意事項を守って傍聴いただきますようお願いいたします。

それでは、本年度最初の審議会開催にあたりまして、愛媛労働局長から御挨拶申し上げます。

愛媛労働局長

本年4月に愛媛労働局長として着任いたしました小宮山でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、御多忙の中、お集まりいただきまして、厚く御礼申し上げます。

また、日ごろから労働行政の推進に多大なる御尽力を賜っておりますことに、厚く重ねて感謝申し上げます。

第1回の愛媛地方最低賃金審議会の開催にあたって、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様方には、第55期の本審議会委員として、本年4月1日から令和7年3月末までの2年間の任期で委員をお願いしたところであります。

前期に引き続き、御就任いただいた委員の皆様、また、今期より新たに御就任いただくことになりました委員の皆様方におかれましては、社会的にも最低賃金について非常に関心が高まっている中、御苦勞をおかけしますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、本年5月に5類感染症に位置づけが変更となり、行動制限が解除されているところでありますが、5類に変更した後、感染者が増加傾向にあるということで、感染防止にまだまだ注意が必要と考えられますので、引き続き、感染防止対策を講じながら、審議会を運営してまいりますので、皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げます。

最低賃金につきましては、平成29年3月の働き方改革実行計画の中で、「全国加重平均が1,000円になることを目指す。」とされて以来、1,000円という金額を一つの目標値

として、審議が進められてきました。そして、本年6月16日に閣議決定されたいわゆる「骨太の方針」等において、「今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論を行うこと」と示されているところでありまして、加重平均1,000円の実現を踏まえた中央最低賃金審議会の審議が想定されるところでございます。

さらに、本年の「目安制度在り方全員協議会報告」におきまして、ランク制度が4ランクから3ランクに変更されたうえで、愛媛県はBランクに位置付けられることとなりました。本年の審議状況については、より一層、注目を受けることになりまして、審議にあたる委員の皆様、一層の御苦勞をおかけすることになろうかと思っておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、最近の経済雇用情勢ですが、冒頭に申し上げました、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は弱まりつつあり、経済は回復基調にあります。県内の雇用情勢を見ますと、本年5月の有効求人倍率は1.39倍と、求人が求職を上回って推移しているところであります。今後も物価上昇等が雇用に与える影響に注視する必要があると情勢判断をしているところでございます。

この物価の上昇は、昨年以來続くウクライナ侵攻やアメリカの金利引上げによる急激な円安によるものと考えられていますが、現在も光熱費をはじめ食料品などの価格が上昇しているところでありまして、これは原材料費のコストの価格転嫁が反映されているとも言えると思っておりますが、また一方では、30年ぶりに高水準となった春闘の賃金上昇率が物価上昇率が上回り、実質賃金は上がっていないという、状況であるとも言えます。

このような経済・雇用情勢を含め、様々な視点、論点を考慮した審議が必要になろうかと思っておりますけれども、委員の皆様におかれましては、最低賃金法に定められた地域別最低賃金の決定原則及び目安制度の在り方、さらには経済・雇用動向の状況、労働者の最低労働条件の確保等総合的観点から、御審議・御判断をいただければと思っております。

また、本年度におきましても、例年同様、審議日程、時間的にも厳しい制約もある中で御審議をお願いすることになりまして、大変な御苦勞をおかけすることになりますが、あらためまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、本年度第1回目の審議会開催に当たりましての私からの御挨拶とさせていただきます。

賃金室長

続きまして、事務局を務めます愛媛労働局の職員から自己紹介させていただきます。

(事務局職員自己紹介)

賃金室長

続きまして、各委員の皆様を紹介させていただきます。本年度から新たに御就任いただきました竹箇平委員、阿部委員、武内委員の皆様には、各委員の御紹介時において一言いただけたらと思います。

それでは、まず、公益代表委員の皆様から紹介させていただきます。

(公益委員紹介)

賃金室長

続きまして、労働者代表委員を紹介させていただきます。

(労働者代表委員紹介及び竹箇平委員挨拶)

賃金室長

最後に、使用者代表委員を紹介させていただきます。

(使用者代表委員紹介及び阿部委員、武内委員挨拶)

賃金室長

委員の皆様は第 55 期の委員として今年度から御就任いただき、任期は令和 7 年 3 月 31 日までとなっております。どうぞ、よろしく願いいたします。

なお、お手元の資料 1 ページの資料 1 に今期の委員名簿を添付しておりますので、御確認いただければと思います。

それでは、次の議事に入らせていただきます。

議事項番 2 「会長及び会長代理の選任について」です。各委員の皆様には、会長及び会長代理の選出をお願いしたいと思います。

最低賃金法第 24 条第 2 項及び第 4 項では、「会長及び会長代理は、公益委員のうちから選挙する。」こととされておりますが本審議会におきましては、これまで公益委員に一任する形で公益委員の皆さんの間で協議し選出いただいておりますが、例年通りとしてよろしいでしょうか。

(一同公益委員に一任することで了解)

○賃金室長

それでは、例年の通り、公益委員の皆さんの協議により選出いただきたいと思います。

(公益委員協議)

賃金室長

協議がまとまったようであれば、協議の結果を発表してください。

森本委員

公益委員の間で協議した結果、会長に私、森本、会長代理に井上委員ということとなりました。

賃金室長

ありがとうございました。ただ今、公益を代表して森本委員から「会長に森本委員、会長代理に井上委員」という協議結果の発表がありました。如何でしょうか。

(一同異議なし)

○賃金室長

ありがとうございました。では、第55期愛媛地方最低賃金審議会の会長は森本委員、会長代理は井上委員と決定いたしましたのでよろしくお願いいたします。

(会長、会長代理の名札を置きかえる)

賃金室長

それでは、これからの進行につきましては、森本会長にお願いいたします。

森本会長

よろしくお願いいたします。

本年度最初の本審ということで、最初に一言簡単に御挨拶を申し上げます。

本年度の審議ですけれども、労働局長の御挨拶にもありましたとおり、中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告のとおり、これまでの目安のランク区分の見直しがなされ、当県のランクがDランクからBランクに位置づけされたことを受けて、初めての審議となります。

その他、色々な社会情勢の中で、昨年度以上に当審議会の審議に関する注目、関心は高まっているところですので、本年度も引き続き、各種の客観的なデータに基づいた丁寧で充実した審議を行っていきたいと思いますので、委員の皆様にはよろしくお願いいたします。

これからタイトなスケジュールの中で審議を重ねてまいりますので、今日も暑いですが、これから夏を迎えて暑い中で長丁場の審議になることも予想されますけれども、

本年度も最後までよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

それでは、議事次第により議事を進めます。

議事項番3「運営申合せ事項の確認について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

賃金室長

資料15ページの資料 3を御覧ください。

こちらは、今年度の愛媛地方最低賃金審議会の運営事項の（案）ですが、今年に変更がございません。

記の1は専門部会の運営について定めているものです。地域別最低賃金だけでなく、特定最低賃金の専門部会を含むもので、金額審議に関するものです。記の2は特定最低賃金の必要性の審議についての定めです。

記の1の（1）は審議回数と審議時間に関する定めで、審議回数は概ね3回を目途とし、原則として午後5時以降は審議を行わないというもので、昨年と変更はございません。

記の1の（2）が最低賃金審議会令第6条第5項の適用に関する定めです。

「最低賃金決定要覧」の149ページを御覧ください。

最低賃金審議会令第6条第5項には、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されておりまして、本審において、「この定めにより愛媛地方最低賃金審議会専門部会において全会一致の結論が得られた場合には、これを適用する」という申合せをしておくことで、審議会令第6条第5項を適用することができるというものでございます。これも昨年と変更はございません。

記の2が「愛媛県特定最賃の決定、改正又は廃止の必要性についての審議について」になります。昨年度から小委員会でも審議するように変更をいたしました。

2つ目の申合せ事項は16ページにあります「実地視察及びヒアリングについて」、定めたもので、昨年と変更はございません。

以上、昨年度からの変更点は記の2となります。令和5年度の申合せ事項（案）の内容について、御審議よろしくお願いいたします。

森本会長

まず、資料15ページの資料 3の運営申合せ事項のうち、「専門部会及び愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の審議について」ですが、事務局から説明のありましたとおり、審議回数と審議時間の原則、最低賃金審議会令第6条第5項の適用について記載されているものです。

また、「実地視察及びヒアリングについて」は、昨年の申合せ事項の内容から変更がないとのこと。

なお、令和5年度の実地視察及びヒアリングについては、後ほど、事務局から説明があるということですので、よろしく願いいたします。それ以外の事項について何か御意見、御質問等がありましたら御発言をお願いいたします。

(意見、質問等なし)

森本会長

ただいまの事務局の説明について、委員の皆様、御意見や御質問等はございませんか。

(意見等なし)

森本会長

それでは、「資料 3の記載内容をもって、申合せ事項とすることによろしいでしょうか。」

(一同同意)

森本会長

ありがとうございました。それでは、本年度の審議会の運営について、資料 3を申合せ事項といたしますので、(案)の文字を削除願います。

議事を進めます。

続きまして、議事項番4(1)「愛媛県最低賃金の改正決定について(諮問)」に入ります。事務局お願いします。

賃金室長

それでは愛媛労働局長から諮問をさせていただきますので、会長はその場にお立ちいただけたらと思います。

(局長は会長の前まで行く)

賃金室長

それでは局長から改正諮問文をお渡し願います。

(局長は諮問文を会長に渡す)

(局長は席に戻り、会長は着席)

(事務局は、会長に諮問文が手交された後に、諮問文を各委員に配布)

森本会長

それでは、事務局は諮問文の朗読をお願いいたします。

賃金指導官

(諮問文朗読)

森本会長

ただ今、諮問を受けましたので、愛媛地方最低賃金審議会として今後審議してまいりたいと思います。各委員の皆様にも御協力をよろしくお願いいたします。

ただ今受けました「愛媛県最低賃金の改正決定について」の諮問について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

それでは、ただ今お配りしました「最低賃金の改正決定について」の諮問文とあわせて、資料の17ページ、資料 4の中央最低賃金審議会に対する厚生労働大臣の諮問文を御覧ください。

昨年度は、6月28日の中央最低賃金審議会にて厚生労働大臣から目安についての諮問が出され、令和4年度の地域別最低賃金額改定の目安について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定)」及び「新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022(同日閣議決定)」に配意した、貴会の調査審議を求めるといった諮問でありました。

早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、地域間格差にも配慮しながら、引き上げに取り組むものとされ、昨年は引上げ額の目安については、A～Bランクにおいて31円、C～Dランクにおいて30円とし、昨年に引き続き、引上げ額は近年最高となったものです。

そして本年の諮問文は、例年どおり中賃の目安の諮問文と合わせて、令和5年6月16日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」、「経済財政運営と改革の基本方針2023」に配意した調査審議を求めるといった内容となっております。

資料19ページ以降の資料 5～6に、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」、「経済財政運営と改革の基本方針2023」より抜粋した資料をつけておりますので、最低賃金引上げに関する記述について御紹介します。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」では、資料21ペー

ジの下線部に「最低賃金について、昨年は過去最高の引上げ額となったが、本年は、しっかりと議論をいただく」、「また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。」内容として、配意した調査審議が必要となりますので、よろしくお願いいたします。

「経済財政運営と改革の基本方針2023」でも、資料27ページの下線部にありますように、同様の趣旨が記載されておりますので、よろしくお願いいたします。

諮問文に対する説明は以上でございます。

森本会長

ただ今の説明について、御意見、御質問等はありませんか。

(意見、質問等なし)

森本会長

それでは審議を進めます。

続きまして、議事項番4(2)「愛媛県最低賃金専門部会の設置について」に入ります。

先ほど、愛媛県最低賃金の改正決定の諮問により調査審議を求められましたので、最低賃金法第25条第2項の規定により、愛媛県最低賃金専門部会を設置することといたしますので、御了解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(一同同意)

森本会長

それでは、愛媛県最低賃金専門部会を設置することといたします。

議事を進めます。

次に議事項番4(3)「愛媛県最低賃金専門部会委員候補者の推薦について」に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

愛媛県最低賃金専門部会委員候補者の推薦について、説明いたします。

最低賃金審議会令第6条第4項において、読み替えて準用する令第3条第1項の規定により、地方最低賃金審議会に置かれる専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命に当たりましては、関係者に対する推薦の公示を行う必要があります。

本日、愛媛地方最低賃金審議会・愛媛県最低賃金専門部会委員の候補者の推薦につき

まして、公示を行うこととしております。

推薦の締め切りは、7月20日(木)とさせていただきます。

公示の関係でもう一点説明させていただきます。

最低賃金法第25条第5項、最低賃金法施行規則第11条第1項の規定により、愛媛県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取につきましても、本日公示を行うこととしております。こちらは、7月27日(木)までの公示期間となっておりますので、よろしくお願いいたします。

この意見聴取は、愛媛県最低賃金の改正決定について意見を述べようとする方は、その意見を記載した「意見書」を7月27日(木)までに、愛媛地方最低賃金審議会あて提出していただくというものでございます。意見陳述は8月1日の第2回本審において行っていただく予定となっております。

これらの専門部会委員の推薦や、最賃の改正決定にかかる意見聴取の公示につきましては、愛媛労働局のHPにも掲載する予定でございます。確認していただけたらと思っております。

事務局からの説明は、以上でございます。

森本会長

ただ今の説明について、まず、専門部会委員候補者の推薦について、御意見や手続きに関する御質問等はございませんか。

(意見、質問等なし)

森本会長

それでは、それぞれの手続きを進めていただきたいと思います。

次に、意見陳述について、提出があれば、8月1日(火)の第2回本審にて行っていただくことについて、御意見、御質問等はございませんか。

(意見、質問等なし)

森本会長

それでは、意見陳述について、8月1日(火)の第2回本審にて行っていただくことといたします。

議事を進めます。

続きまして、議事項番5(1)「愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)」に入ります。事務局から説明をお願いします。

賃金室長

机置きとさせていただきます「愛媛県で適用する最低賃金一覧」のチラシを御覧ください。

愛媛県の特定最低賃金については、現在、5業種あり、適用される産業分類、適用除外年齢及び業務、発効年月日、最低賃金額が決められております。

今回、これらの5業種全ての特定最低賃金につきまして、改正を求める申出書の提出があり、事務局で形式審査を行いました。全て要件を満たしておりましたので、正式に受理をしたところでございます。

愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、労側からの改正申出を正式に受理し、申出内容の審査を踏まえ、愛媛労働局長から愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会長はその場にお立ちいただけたらと思っております。

(局長は会長の前まで行く)

(局長は諮問文を会長に渡す)

(局長は席に戻り、会長は着席)

(事務局は、会長に諮問文が手交された後に、諮問文写しを各委員に配布)

森本会長

それでは、事務局は諮問文の朗読をお願いいたします。

賃金指導官

(諮問文朗読)

森本会長

ただ今、諮問を受けましたので、愛媛地方最低賃金審議会として今後審議してまいりたいと思っております。各委員の皆様には、御協力をお願いいたします。

それでは審議を進めます。

続きまして、議事項番5(2)「小委員会の設置について」及び議事項番5(3)「小委員会委員の選任について」に入ります。事務局は説明をお願いします。

賃金室長

議事項番5(2)「小委員会の設置について」から説明します。

愛媛地方最低賃金審議会では、昨年度から、小委員会を設置し、御審議いただくようにいたしました。

資料3ページの資料 2を御覧いただけたらと思います。

「愛媛地方最低賃金審議会運営規程」第3条で、「会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。」としており、これを受け、資料9ページの「愛媛地方最低賃金審議会省委員会運営要綱」第1条において、小委員会は本審議会の議決により設けることとなっております。

続いて議事項番5(3)「小委員会委員の選任について」を説明します。小委員会を構成する委員ですが、小委員会運営要綱第3条第1項において、審議会委員のうちから、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員各々3人をもって構成することとなっております。

小委員会での審議の流れですが、資料33ページの資料 8「特定最低賃金改正の必要性にかかる審議フローチャート(案)」を見ていただけたらと思います。

小委員会の開催は、3回を予定しております。まず、第1回目では、委員長と委員長代理を選出していただき、審議の公開の可否、申出書の説明、業種ごとに必要性有に異論がないか確認、参考人招致の意向確認などを御審議いただきます。

第2回目、第3回目は、特定最低賃金ごとに、改正の必要性について御審議いただきますが、必要に応じ参考人を招致していただき、十分に御審議いただいたのち、小委員会としての結論を8月22日の第3回小委員会までに出していただくこととなります。

そして、令和5年8月23日開催予定の本審(異審議)にて、小委員会での結論を御報告いただき、追認していただくことにより、改正の必要性有りとなった業種を答申していただきます。答申のあった業種について特定最低賃金の改正についての諮問を行う予定となっております。

以上、小委員会の設置及び、小委員会の選任について御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

森本会長

ただ今の事務局の説明ですが、小委員会の設置及び小委員会で特定最低賃金改正の必要性を審議することについて、何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

(意見、質問等なし)

森本会長

特にならなければ、本年度も特定最低賃金改正決定の必要性に関する調査審議を行うために、愛媛地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき小委員会を設置したいと思います。よろしいでしょうか。

(一同異議なし)

森本会長

また、この小委員会の委員については会長が指名することとされております。
小委員会の公益代表委員は、井上委員、宮谷委員と私、森本とさせていただきます。
労使の委員ですが、まず、労働者側委員はどうされますか。

白石委員

昨年と同じで、私、白石と曾我委員と竹本委員でお願いします。

森本会長

ありがとうございます。使用者側委員はどうされますか。

八塚委員

昨年と一緒に、小野委員と小池委員、そして私、八塚でお願いします。

森本会長

ありがとうございます。
それでは、小委員会委員について改めて事務局から確認をお願いいたします。

賃金室長

それでは小委員会の委員を確認いたします。
公益代表委員は井上委員、宮谷委員、森本委員、
労働者代表委員は白石委員、曾我委員、竹本委員、
使用者代表委員は小野委員、小池委員、八塚委員、
以上です。

森本会長

それでは、小委員会の委員には9名の委員を指名させていただき、特定最低賃金改正の必要性を審議していただくことといたしますので、よろしくをお願いいたします。

議事を進めます。

続きまして、議事項番6「審議会開催スケジュールについて」に入ります。

事務局から各委員に対しあらかじめ日程調整の依頼があり、すでに8月末までの審議会の開催日は決定しておりますので、事務局から改めて説明をお願いいたします。

賃金室長

議事項番6「地域別最低賃金に係る審議会開催スケジュールについて」を確認していきたいと思います。

資料31ページの資料7のスケジュール表の右側、令和5年度開催計画(案)を御覧ください。地域別最低賃金に係る審議会スケジュールですけれども、令和5年度計画(案)の左側「地賃等」の欄、地域別最低賃金の審議を中心に見ていくと、本日7月6日、10時30分が第1回本審となります。

8月1日は13時からの第1回公益委員会に続きまして、13時30分からの第2回本審では、中賃の目安答申の伝達、関係労使からの地域別最賃の改正に係る意見聴取となります。

同日第2回本審に引き続き、15時30分より第1回地賃専門部会にて金額審議となります。

8月4日と、8月7日にそれぞれ第2回、第3回地賃専門部会にて金額審議を行います。

資料35ページの資料9の答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表を見ていただくと、地域別最低賃金の目標とする発効日は10月1日となりますので、開庁日としては8月7日(月)までに答申を得る必要があります。

よって、8月7日の13時30分の専門部会で全会一致の結審を目指し、同日専門部会後の15時30分開催予定の第3回本審にて答申をいただけたらと思います。

ただし、8月7日に結審に至らなかったためのために、8月8日の8月9日にそれぞれ専門部会と本審の予備日を設けております。

異議審となる第4回本審は、地域別最低賃金の答申日によって開催日が変わってまいります。8月7日答申の場合、異議審は8月23日(水)からの開催ということをお願いいたします。

もし、答申日が8月8日か、8月9日になった場合は、8月24日(木)か、8月25日(金)に異議審を開催することになります。この場合の地賃の発効日は10月5日か、10月6日となります。

次に、特定最低賃金に係る審議会開催スケジュールを確認していただきたいと思います。

資料31ページの資料7のスケジュール表の右側、令和5年度開催計画(案)の右側「特定」の欄を見ていくと、7月6日、本日の第1回本審では、小委員会の設置と小委員会委員の選出等になります。

7月26日の第1回小委員会では、委員長、委員長代理の選出、公開について、申出書の説明、参考人招致の意向確認などを審議いたします。

8月18日、8月22日の第2回、第3回小委員会では、必要に応じて参考人の意見聴取を行い、必要性審議を重ね、8月22日までに結審を目指します。

8月23日異議審となる本審にて、小委員会報告、必要性答申を経て、特定最低賃金の

改正についての諮問を行う予定となります。

事務局からの説明は以上となります。

森本会長

ただ今、事務局からスケジュールについての説明がありましたけれども、御意見や御質問等はございませんでしょうか。

(意見、質問等なし)

森本会長

事務局からの説明によりますと、第4回、第5回本審は、第3回本審で地賃の答申に至らなかったときの予備日として予定をしておきたいということでございます。

10月1日の発効に向けて、8月7日の答申を目指すことが第一でありますけれども、第3回本審で答申が得られない場合には、予備日を活用した審議となりますので、委員の皆様には日程確保をよろしくお願いいたします。

議事を進めます。

次に議事項番7「その他」です。あらかじめ用意された議題はすべて終了しておりますが、資料の中で、説明いただけていないものがありますので、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

資料の41ページの資料 10を御覧ください。本年5月16日に、全労連四国地区協議会から、「要請書」が会長及び労働局長あてに提出されております。最低賃金を全国一律制度とすることなど、最低賃金に関するものとして6項目の要請がなされました。

次に資料の43ページの資料 11を御覧ください。これも本年5月26日に、日本共産党愛媛県議会議員から「物価高騰等の影響が長期に及ぶなか、県民生活を守り、地方での最低賃金引き上げや雇用維持・確保等への取り組みを強化いただくことを求める要請」が労働局長あてに提出され、最低賃金に関するものとしては1項目の要請がなされました。

次に資料の45ページの資料 12を御覧ください。去る6月9日、JAL不当解雇撤回・最賃1500円実現四国キャラバン実行委員会から、「『JAL不当解雇撤回と最賃1500円実現に』に関する申し入れ」が労働局長あてに提出され、最低賃金に関するものとしては7項目の要請がなされました。

次に資料の49ページの資料 13を御覧ください。去る6月15日、愛媛弁護士会会長から、「愛媛県の最低賃金の大幅な引上げ及び全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」が愛媛地方最低賃金審議会会長あてに送付されております。

続いて地賃改正に関する資料を説明いたします。

資料 55 ページの資料 14 を御覧ください。

現行の「愛媛県最低賃金」については、55 ページに記載されている 6 つの項目について定められておりますが、本日の最低賃金改定の諮問は、第 4 項の最低賃金額の改正の審議をお願いするということになります。

資料の 56 ページは愛媛県最低賃金の年次別推移の一覧表で、引上げ額と引上げ率を合わせて表示しています。

資料の 57 ページは愛媛県最低賃金の時間額と引上げ率の 2 軸グラフです。昭和 49 年から令和 4 年までの最低賃金時間額の推移をお示ししております。

長期間をグラフ化すると金額がどのように推移してきたか一目でわかると思います。

令和 4 年度は令和 3 年度に引き続き引上げ額が最大の 32 円になったことにより、グラフの傾斜が大きくなまの状態であります。

資料の 58 ページは全国の地域別最低賃金の比較グラフでございます。ランク別に色を統一させていただいており、愛媛は目立つように緑色で表示させていただいております。

最高額の東京都と最低額の差は 219 円あります。D ランク 16 県のうち福島県 858 円、島根県の 857 円は C ランクの徳島県の 855 円より高い状況となっております。あと、岩手、山形、鳥取、大分の 4 県が 854 円、愛媛県を含む 10 県が 853 円の最低額となっております。

資料 59 ページの資料 15 は令和 4 年度における全国の地域別最低賃金の審議・決定状況を取りまとめたものになります。

改定後の金額や目安金額・目安比較、採決状況、効力発生日を一覧にしたものとなっております。

次に資料の 61 ページの資料 16 ですけれども、業務改善助成金の案内リーフレットになります。申請期限は令和 6 年 1 月 31 日までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

次に経済関係資料について説明させていただきます。

資料 65 ページの資料 17 は「愛媛県内経済情勢報告」となっております。

1 枚めくっていただきますと、総括判断の要点などが記載されております。

令和 5 年 4 月判断は『緩やかに持ち直している』とされており、令和 5 年 1 月からの前回比較では横ばいの矢印で示されております。

総括判断の要点として、個人消費は全体としては緩やかに持ち直しているが、生産活動は、全体としては弱含んでおり、雇用情勢は緩やかに持ち直しているとなっております。

資料 77 ページの資料 18 は第 197 回全国企業短期経済観測調査となっております。

1 枚めくっていただいたところに『業況判断』が記載されております。

「良い状況」から「悪い状況」を減じた数値が「%ポイント」で示されておりまして、マイナスは黒三角 で表示されております。

愛媛県の業種別状況をまとめた表を御覧ください。

前回調査対象の2023年3月の最近と比べまして、全産業で11ポイント改善、製造業で16ポイント改善、非製造業で7ポイント改善となっております。

ちなみに6月の先行きは製造業ではマイナス9の悪化、非製造業でもマイナス9の悪化とされ、全産業でもマイナス9悪化とされております。

次に資料89ページ、資料 19は法人企業景気予測結果となります。

1枚めくっていただいたところに説明されていますが、景況判断は、BSI（ビジネスサーベイインデックス）と言う方法を用いておりまして、「上昇と回答した企業の構成比」から「下降と回答した企業の構成比」を減じた数値が「%ポイント」で示されております。

91ページの「1 企業の景況判断」を見ますと、現状4～6月期は、全産業では6.7%ポイントの「下降」超となっておりますが、前期（1～3月期：17.9%）に比べ「下降」超幅が縮小しております。

業種別に見ますと、製造業で、「下降」超となり、非製造業では「上昇」に転じております。

また、全産業の7～9月期の見通しでは「下降」超ですが、10～12月期では、「上昇」で推移する見通しとなっております。

次に資料97ページの資料 20は「愛媛県金融経済概況」となります。

概要では「愛媛県の景気は、緩やかに持ち直している。」とされております。

産業別の動向を、愛媛の特定最賃の5業種について見ますと、

「大型小売店販売」は、「持ち直している。」とされております。

「紙・パルプ」では、「横ばい圏内の動きとなっている。」とされております。

「はん用・生産用機械」では、「高水準となっている。」とされております。

「電気機械」では、「減少している。」とされております。

「輸送機械（造船）」では、「持ち直しの動きがみられる。」とされております。

雇用・所得面の動向では、「緩やかに持ち直している」とされております。

資料107ページの資料 21は「管内の雇用失業情勢（令和5年5月分）について」となります。

令和5年6月30日に発表したハローワークにおける求人倍率等の指標になります。

愛媛県の雇用情勢につきましては、最新の数値である令和5年5月の有効求人倍率は、1.39倍と前月比は0.01ポイント上昇し、全国の1.31倍を上回っています。

109ページの「雇用失業情勢判断」を見ると、求人が求職を上回って推移しているものの、求人が減少しており、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要があります。

資料説明は以上でございます。

労働基準部長

実地視察について、御説明いたします。詳細は、本審議会終了後にお話ししたいと思います。実地視察につきましては、何名かの委員から御希望がございましたので、事務局の方で事業所を選出いたしまして、御協力いただけるということでしたので、事業所につきましては、松前町の食料品製造業の「義農味噌株式会社」にいたしました。日時の方は7月14日（金）午前10時からということで、事務局の方で決めさせていただきました。

色々とスケジュール調整をさせていただきましたが、どうしても事業所側の受け入れ態勢のことで、日が限定されてしまい、7月14日ということになりましたので、御了解いただければと思います。後ほど参加の御希望や、実際の視察の内容等につきましては、審議会の後に説明させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

森本会長

先ほど事務局から御説明をいただきました「全労連四国地区協議会」、「日本共産党の愛媛県議会議員」、「JAL不当解雇撤回・最賃1500円実現四国キャラバン実行委員会」、「愛媛弁護士会会長」からの要請や申し入れについては、今後の審議会、専門部会における審議の参考にしていきたいと思っております。

他に質問事項等はありませんか。

（質問等なし）

森本会長

本日の議事としては以上ですが、他に何かございましたらお願いします。

（発言なし）

森本会長

事務局から、連絡事項がありましたらお願いします。

賃金室長

今回は、第1回小委員会が7月26日に若草合同庁舎7階共用大会議室で10時30分から開催となっております。小委員会委員の皆様には案内状をお送りしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

森本会長

それでは、以上をもちまして、第1回愛媛地方最低賃金審議会を終了いたします。
本日はお疲れさまでした。